

市長や議員、議会のあり方を定めた2件の条例

地方分権が進み、地方自治体の自主性・自立性が拡大していく中で、市長や議員、議会の果たすべき役割も拡大することに対応して、市長や議員が自らを律すること、また、議会はどうあるべきかを定めた2件の条例が制定されました。

八王子市政治倫理条例の制定

平成20年6月、10名の議員から、八王子市政治倫理条例の制定を目指す共同アピールが発表され、その後、3名の議員が加わり、「八王子市政治倫理条例の制定を目指す議員の会」が発足しました。この議員の会は、市長や議員の行動のあり方を律し、市民に信頼される公平、公正な市政を実現するという理念のもと、八王子市政にとって何が大切なのかを考え、条例案を作成して公表、さらに市民集会での意見や要望も考慮して検討を進めました。

最初の政治倫理条例案

13名の議員は、平成20年第3回定例会に自治体の様々な権限を動かす強い力を持っているのは、市町村長や知事という行政機関の長である。また、議員も長の行政執行をチェックする役割を持ち、行政に与える影響は少なくはない。したがって行政の長や議員という公職の立場にある者は、襟を正さなければならない。倫理や道徳は、法律のあるなしにかかわらず、自分の考えに照らして公正なことかどうかを考え、自ら襟を正すことである。法律によって一律に全面禁止が適切かといわれると、必ずしもそうとは言えない領域が存在する。倫理、道徳と法律との間を埋め、その地域に合った政治倫理を確立していく仕組みづくりが必要である。として、議員提出議案第15号「八王子市政治倫理条例設定について」（以下「第15号議案」という。）を本会議に上程し、総務企画委員会に付託しました。

総務企画委員会では、第5条「配偶者や2親等内の親族が経営する事業者は、市との請負契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」という規定について、「2親等内の親族」の解釈や努力義務である「請負契約の辞退」の考え方などについて論議が行われましたが、結論が出ず継続審査となりました。

閉会中の11月17日に開催された委員会では、短期間に決めるべき問題ではない、また、第15号議案に反対する委員からは、全会一致で採決できる条例案を提出するので、両案が出た時点で議論したいとの意見があり、再び継続審査となりました。

平成20年第4回定例会には第15号議案の提出者から、これまで2回開催された委員会での質疑や指摘を踏まえ、解釈上わかりにくいとされた条文の一部を修正したとして、事件訂正請求書が提出され、承認しました。

もう一つの政治倫理条例案

平成 21 年 1 月、22 名の議員から、市長や議員は選挙を通して多くの市民から信託を受け、その責務を自覚しており、法令を遵守し、責任を果たしている。そのことから、政治倫理条例の策定にあたっては、その責務や遵守事項を詳細に規制するのではなく、自らの行いを律し、政治倫理を深く自覚したうえで、公平公正な市政を遂行するための基本的な責務や基準を制定するとして、議員提出議案第 1 号「八王子市政治倫理条例設定について」（以下「第 1 号議案」という。）が提出され、平成 21 年 2 月 16 日に臨時会が開催されました。

臨時会では、第 15 号議案で規定されている「2 親等内」が、第 1 号議案では「1 親等内」に、また、「辞退する」が「自粛する」に変更されていることなどについて質疑が行われ、1 親等と 2 親等では法律上のつながりなどが全く違う。また、「自粛」については、もともと倫理条例自体が自粛を促すもので、明確に表現すべきと考え、「自粛」の表現としたとの説明があった後、総務企画委員会に付託し、両案を平行して審査することとしました。

同日開催された総務企画委員会では、両議案について審査し、条文や考え方など細部にわたって論議されましたが、1 親等と 2 親等の問題、辞退と自粛の解釈の違いなどから、採決をすることになり、その結果、第 15 号議案は否決、第 1 号議案を可決すべきものと決定しました。

政治倫理条例の可決

平成 21 年第 1 回定例会で、総務企画委員会での審査結果が報告され、討論した後、採決を行いました。

第 15 号議案に反対し、第 1 号議案に賛成する議員からは、第 15 号議案は、第 5 条で実質的に親族企業は請負に参加してはならないという禁止規定となっているのが、地方自治法や憲法に抵触する疑いが払拭できないため反対である。第 1 号議案は、市長や議員が自らの行いを律し、政治倫理を深く自覚したうえで、公平公正な市政を遂行するための責務や基準を策定した条例であり、政治倫理の向上という面で前進できると発言がありました。

一方、第 15 号議案に賛成し、第 1 号議案に反対する議員からは、第 15 号議案は、現在、市民が求めている公平公正で市民に開かれた民主的な市政の実現に資する条例であり、市民がこれからの八王子市を本当に安心して任せられるものを担保しているため賛成である。第 1 号議案は、第 5 条の親族企業の範囲が狭いこと、辞退ではなく自粛としたことから実効性がなく、他にも内容的に緩やかで現状を変えることができないものになっているため反対であると発言がありました。

この 2 議案は、記名投票採決の結果、第 15 号議案は、賛成 14 票、反対 22 票で否決、第 1 号議案は、賛成 22 票、反対 14 票で可決しました。

その後、規則等の作成が行われ、平成 21 年 9 月 1 日、八王子市政治倫理条例を施行しました。

八王子市議会基本条例の制定

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治は新たな段階を迎え、地方議会もこれまで以上に、大きな役割が期待されるようになりました。

そのような中、平成18年5月に北海道の栗山町議会が初めての議会基本条例を制定し、同年12月に三重県議会、翌年には三重県伊賀市議会が制定するなど全国に波及していき、平成28年5月には736以上の議会が議会基本条例を制定しました。

議会基本条例等検討会の設置

八王子市議会は、これまでも活発な議会活動を展開し、議会改革についても積極的に行い、一定の成果を上げてきました。

平成21年6月、新たに議長に就任した市川議長から「地方分権改革は早くも10年が経過しようとしています。その中で、現在、自治体議会の改革も求められております。本議会では、これまでも会派代表者会懇談会等を通じて各種の議会改革を実施してきました。私はその経過を尊重しながら、さらに市民の視点に立った改革、すなわち、議会基本条例の制定を視野に入れて、新時代にふさわしい議会運営をすべきと考えます。」との就任の挨拶をし、議会基本条例の制定に向け第一歩を踏み出しました。

これを契機に、会派代表者会懇談会での議論、市議会協議会で、全国市議会議長会フォーラムや議会運営委員会行政視察での議会基本条例についての報告、大学教授を招いて講演会の開催など行い、条例制定への認識、理解を深めながら、平成22年5月、議長の諮問機関として、議員12名で構成する議会基本条例等検討会を立ち上げ検討を始めました。

- 検討事項は、
1. 議会基本条例について
 2. 自治基本条例について
 3. 会派代表者会懇談会での協議中の事項
 4. その他議会改革について

であり、議長からは議会基本条例の論点整理、考え方の検討、議会の役割、行政、市民との関係の整理、議員の役割と仕事、議論のあり方、議員定数と報酬などを主に調査、研究を行い、翌年2月までにまとめて頂きたいとの提起がありました。

検討会は平成23年2月までの間に11回開催され、分権時代の議会のあり方、議員の役割などを原点から議論することで、八王子市議会としてのあるべき議会像に一定の共通認識を得ることができました。また、議会改革については、様々な異なる意見がぶつかり合いながらも、市民のための議会やあるべき議員の姿について、真摯な議論が交わされた意義は大きく、本検討会



検討会報告書を議長へ提出

の議論が更なる議会改革に生かされていくことを期待するとして、平成23年3月4日、議長に報告書が提出されました。

議会基本条例素案準備会の設置

平成23年4月、市議会は議員の任期が満了となり、市議会議員選挙が実施され、5月に新たな市議会の構成になりました。

改選後、開催された市議会臨時会で議長に就任した水野議長が「前議会において、検討してきた議会基本条例については、今議会で全会一致をもって推進、決定したい」との挨拶があり、議会基本条例は新たな段階へと進み始めました。



意見交換を行う準備会委員

その後、新議員と希望する議員に対して、検討会報告書の説明を行い議会基本条例制定への共通理解を深めるとともに、会派代表者会での議論を経て、同年10月、議員14名で構成された八王子市議会基本条例素案準備会が発足、条例制定への議論が始められました。

準備会は、議会基本条例の素案を作成し、条文の形で答申することを目指し、研修会や他市の条例を参考にしながら自由な意見交換を行い、計16回の会議を経て、平成25年1月21日、八王子市議会基本条例素案を議長に答申しました。

この答申は、条例制定のための中間報告として示すもので、条例素案とともに今後の課題を提示しており、市議会の活性化を図り、市民福祉の向上と市政発展に寄与するため、議長の強いリーダーシップの下、八王子市議会基本条例の速やかな実現を望むと結んでありました。



素案準備会が議長に答申を提出

議会基本条例策定特別委員会の設置

議会基本条例素案準備会からの答申を受けた議長は、会派代表者会において、今後の取り扱いを協議し、基本条例制定のための特別委員会を設置することを決定しました。

これにより、市議会は、平成25年第1回定例会初日の2月28日に委員14名で構成された特別委員会を設置し、条例制定に向け本格的に動き出しました。同日に開催された第1回特別委員会では、今後の委員会運営の方針について話し合いが行われ、日程の確認、市民意見の募集、ワーキンググループに分かれての逐条解説の作成、条例についての市民との意見交換会の開催、識者からの意見聴取の実施などを決定しました。

この方針に基づき、市民意見の募集は4月15日から1ヵ月間行われ、22名の市民から70件に及ぶ意見と課題が寄せられ、委員会は6月半ばまでに回答をするとし、作業に取りかかりました。

また、市民との意見交換会は4月23日に学園都市センターで121名の市民の参加を得て開催し、条例の主旨、内容の説明を行いました。

参加者からは40件の質問、意見が寄せられ、これに対して委員から説明が行われました。

4月26日には、専門家との検討会を実施し、条例に対しての講評を聞き、意見交換を行い、条例案の問題点、不備な点を改めて認識しました。

特別委員会は、これらの経過を踏まえ、ワーキンググループでの作業を進めながら、11回の委員会を開催して、前文をおいた6章21条からなる条例案を策定し、8月30日、議長に提出、第3回定例会で八王子市議会で初めてとなる委員会提出議案「八王子市議会基本条例設定について」が上程され、9月18日に全会一致で可決し、平成26年4月1日から施行しました。



市民の意見を回収する議員

議会基本条例前文

八王子市は、市域の三方を高尾山・陣馬山をはじめとする山々や丘陵に囲まれ、多くの河川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正6年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏が存在し、市民一人ひとりが多様な意見を持っている。

地方分権時代を迎え、八王子市議会はこれまでも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二元代表制の下での議会の役割は、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、地方自治の本旨に基づいた豊かな八王子市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、議会における最高規範として、ここに八王子市議会基本条例を制定する。

なお、本条例提出にあたり、提案説明を行った特別委員会委員長は、「議会や議員の活動について定められた様々な原則や、市民との関係において開かれた議会を目指すことなど、具体的な手法によらずできることについては、本条例議決後すぐに、議員活動に生かすべきものとする。本市の議員一同がこの条例を遵守し、これまで以上に開かれた、透明性の高い議会運営を行うことで、八王子市民の福祉の増進と、市政の発展に寄与するものと確信している。」と結びました。



特別委員会から条例案を議長に提出

議会基本条例制定後の市議会の動き

条例制定後、市議会はその具体的な手法やルールの検討を議会運営委員会で行うことを決定しました。その中のひとつである議会報告会も議会運営委員会が中心となって開催し、多くの市民の参加を得て、正副議長、正副議会運営委員長、各常任委員長等が出席し、議員自ら市議会の動きを報告しています。



市民から好評の議会報告会

初めての報告会となった平成26年11月の議会報告会では、中核市移行に向けた議会の取り組み、4月から施行された議会基本条例の制定までの経過と考え方、また、平成27年11月に開催された第2回議会報告会では、各常任委員会の審査状況などを報告するとともに、市民からの質問に対する回答や説明を行い、パワーポイントによる説明を導入したこともあり、市民からは、わかりやすいとの評価を得ており、今後も継続的に開催していくこととなりました。



一問一答席が設置された議場

また、平成26年第2回定例会からは、一般質問に一問一答方式を取り入れ、常任委員会等で委員間討議を導入するなど、本会議、委員会の運営方法の変更を行うとともに、議場内の施設の改修等、議会基本条例の確かな運用に向け、議員、事務局一体になって努力しています。

情報の発信

市民の意見を市政に反映していくためには、本会議や委員会において、どのような議論がなされ、決定されているのか、また、その他の議会活動についての情報を市民の方に知っていただくことは極めて重要なことです。八王子市議会では、市議会だよりの発行をはじめ様々な形で情報発信を行っています。

市議会だよりの発行

市議会だよりは、昭和 35 年 2 月「八王子市議会報」として創刊され、議会の活動状況を幅広く市民に伝えてきました。

それ以前は、昭和 26 年に創刊された市広報紙の紙面の一部に市議会の情報が掲載されていましたが、紙面の関係もあり、審議の経過がほとんど掲載されておらず、議会に対する市民の認識は十分ではなかったことから、

1. 活動状況を自ら主体性をもって市民に知らせ、議会に対する正しい理解と関心を深めてもらう必要がある。
2. 議会が市民の代表によって構成され、地方公共団体の意思を決定する機関である以上、活動状況を自ら積極的に市民に知らせるのが当然の義務である。

などのことから、市広報紙とは分離することとなりました。

編集は、議会運営委員会が所管事項として編集会議を開催し、審議の結果だけでなく、その経過や質問、答弁、討論などを主体に紙面を構成し、具体的に伝えられよう工夫を凝らし、発言議員の所属や発言時間の長短に関係なく、努めて市民の立場から見た記事の価値観を判断し、市民に関心の深い事柄を、積極的かつ重点的に取り上げています。

掲載記事は、本会議、委員会における議案の審議、審査の経過、一般質問の内容のほか、本会議や委員会の開催状況、請願の処理経過及び結果、傍聴記、議案等の審議結果一覧、会派の賛否などを掲載し、年 4 回、各定例会終了後に発行しています。また、市議会議員改選時の初議会終了後には臨時号を発行しています。

近年の市議会だより

市議会だよりの編集方針は、基本的には発行当初の考え方を踏襲していましたが、平成元年 4 月に一般質問の掲載に当たっては、どの議員がどのような質問したかがわかるよう、主な質問とその答弁、質問者の氏名、会派名を掲載することとしました。

これは、昭和 62 年ごろから議会運営委員会検討会で議論されてきた課題あり、議員の平等性、CATVでの議会放映に伴う質問者増の見込み、質問時間制限の必要性などに関連し、市議会だよりの紙面構成などで会派間の調整が図られ、掲載する記事量はすべて等分とし、

記事に関連する写真等は用いないこととして合意されたものでした。

その後、議会改革の一環として市議会だよりについても検討が加えられ、平成16年9月、一般質問の掲載方法を個人別から話題となった項目ごとに分類し、主だったものを掲載することとし、質問者の名前は一括して掲載することになりました。それにより生み出されたスペースを活用して、常任・特別委員会の会議内容、議会の活動状況を掲載することと決定されました。また、平成20年からは、議案、請願に対する各会派の賛否の状況を掲載し、会派の姿勢が市民に分かるようにしました。

平成22年には「八王子ゆめおりプラン」の進行管理の一環で設けられた行政評価の対象となり、外部評価委員会から「議会をもっと身近なものにするためには、議員の日常的な活動内容とそれが議事・議決にどう影響したかを市民がわかるようにする必要があり、そのプロセスも議会の情報発信として期待されているところではないか。現在の市議会だよりは、定例会での議事内容の掲載に特化しているが、各議員の広聴・広報活動と市議会としての市議会だよりの双方の市民への発信の役割を考えた上で、市議会だよりの内容や分量を再検討すべきである」との総合評価がありました。

この評価を受け、議会運営委員会は、平成23年7月から市議会だよりの見直しの検討を始め、平成24年9月までの間に、形式、本会議・委員会の内容充実、一般質問の掲載方法、審議結果の賛否の掲載方法、写真の対応等について10回に及ぶ議論を行い、形式をタブロイド判2色印刷からA4判全面カラー印刷に変更し、他の項目については今後の課題とし、平成25年5月、新スタイルで発行することとなり現在に至っています。

また、平成28年からは、表紙写真展の開催、最優秀作品の発表、愛称を募集し、「ひびき」とするなど、さらに市民に親しまれる「市議会だより」を目指しています。



歴史を重ねる市議会だより

市議会の放映

CATVによる放映

昭和63年8月、八王子テレメディア(株)から市議会本会議を中継したいとの申し出があり、「議会の放映に関する検討会」を設置して検討を重ね、平成元年3月定例会から、CATVでの市議会本会議の一般質問などの放映が開始されました。

インターネットによる放映

会派代表者会及び懇談会での議論を踏まえ、議会中継の手法の拡大をめざし、「(仮称)インターネット等検討会」が、平成21年10月に議長諮問機関として設置されました。

検討会は、名称を「議会中継あり方検討会」と変更し、経費や設備の問題を含め、どのような手法を用いて、どこまでの範囲で行うか、更に新たな手法を用いる場合のルールづくりの取りまとめを行うことを確認し、八王子テレメディア(株)の放映拡大、多摩テレビ(株)での新規放映の導入、インターネット放送の導入について検討を行いました。

八王子テレメディアの拡大、多摩テレビの導入については、多額の経費を必要とすることから、八王子テレメディアについては現状どおりとすること、多摩テレビについては検討テーマとしないこととし、インターネット中継を中心に検討を行い、平成22年5月20日、「八王子市議会 議会中継の在り方について —インターネット手法による議会中継の導入—」の答申書を議長に提出しました。

答申の内容は、

1. 中継対象は、本会議場における会議のすべてとする。
2. 常任委員会、特別委員会及び予算・決算特別委員会については、インターネット中継実施後の状況及び財政環境などを考慮しつつ拡大を検討する。
3. 八王子テレメディアの議会中継も継続する。

という3点をまとめ、新しい中継方法と議会ルール上の課題を整理したものでした。

なお、この答申を受け、市議会は設備を更新し、平成23年5月の第1回臨時会からインターネットによる議会中継を開始しました。

市議会ホームページ

国や自治体におけるIT化の推進とともに、市議会でもIT化に対応した情報発信が必要とする意見が出され、市議会ホームページ作成について平成11年10月から検討を始めました。これにより平成12年5月から市ホームページに市議会のあらましや各定例会の概要などの掲載が開始されました。

平成14年2月からは市議会だよりを、12月からは、平成元年第3回定例会以降の本会議議録をホームページに掲載し、平成17年7月には「会議録検索システム」を導入して、機能の充実を図りました。



市議会のあらましを紹介するホームページ

ICT への対応

平成 26 年 4 月に施行した議会基本条例は第 2 条で、議会の活動原則として「積極的な情報公開を行い、市民にわかりやすく開かれた議会運営を目指すこと」と規定しました。このことから議会における今後の ICT 活用について体系的に検討するため、平成 27 年 9 月に議長の諮問機関として「八王子市議会 ICT 検討会」を設置しました。

この検討会は、ICT を活用する項目、効果、経費などについて 6 回にわたって検討し、平成 28 年 3 月 14 日、「開かれた議会を実現するための ICT の活用について」の答申書を議長に提出しました。

答申の内容は、

1. 予算等審査特別委員会・決算審査特別委員会のインターネット中継の優先的導入
2. 議場傍聴席の環境改善の取り組み（モニターテレビの設置）
3. 個人所有のタブレットを活用した、公開情報の文書共有システムの導入、その際のセキュリティーの検討及び段階的拡充
4. 本会議場、第 3・4 委員会室のインターネット中継設備の検討継続
5. 本会議のインターネット中継におけるマルチデバイスへの対応、既存設備を活用した画質の向上など、市民の視聴環境の改善への取り組み

また、今後の課題として、(株)ジェイコム八王子（旧八王子テレメディア株）の放送拡大とインターネット中継の一括委託の可能性を検討すること、個人所有タブレットの会議への持ち込みルールを検討すること、との意見が付されました。



ICT 検討会から議長へ答申を提出



傍聴席に設置されたモニター

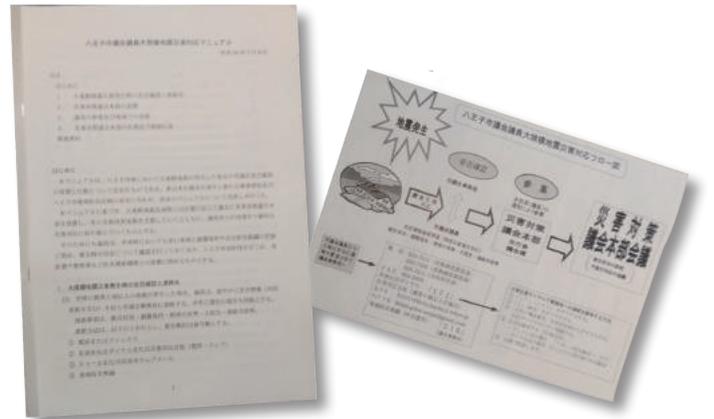
この答申を受け、議会運営委員会において予算等審査特別委員会及び決算審査特別委員会のインターネット中継、議場傍聴席にモニター設置を決定しました。このうちモニター設置については、平成 29 年 3 月、議場傍聴席に 2 台が設置され、更には 6 月からは、スマートフォンで本会議の視聴ができるようになりました。

災害対応

今後、想定される首都直下地震や大雨による河川の氾濫等大規模災害に対し、市民の生命、財産を災害から守るため、行政の備えは大変重要です。八王子市は、「八王子市地域防災計画」に基づき、様々な災害への対応を行うこととしています。市議会としても、災害時には、議員活動を通じた情報伝達や情報収集などの役割が期待されるところです。

議員災害対応マニュアルの作成

平成 18 年 1 月文部科学省が「今後 30 年以内に 70% の確率で、マグニチュード 7 クラスの大地震が南関東で発生する」という発表を行ったことを受け、多摩直下で大規模な地震が発生した場合、本市も甚大な被害が予測されることから、平成 18 年 6 月の会派代表者会において、災害発生時の議員の行動をまとめたマニュアルを作成することを決定し、平成 19 年 2 月「八王子市議会議員災害対応マニュアル」が完成しました。



災害時の対応をまとめたマニュアル

その後、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東京都はその経験を踏まえ、より確かな備えを講じていくため、「首都直下地震による東京都の被害想定」を見直し、平成 24 年 4 月に公表したことから、本市の地域防災計画も見直されることとなりました。

それに伴い、平成 24 年 12 月に「八王子市議会議員災害対応マニュアル」の見直しが決定され、八王子市議会議員災害対応マニュアル見直し検討会での議論を経て、

1. 大規模地震災害発生時の安否確認と連絡先、
2. 災害対策本部の設置、
3. 議員の参集及び地域での活動、
4. 災害対策議会本部の任務及び情報伝達

を掲載し、平成 25 年 7 月、名称も「八王子市議会議員大規模地震災害対応マニュアル」と変更して、改訂版を発行しました。

東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日、平成 24 年度当初予算と関連議案を審査していた予算等審査特別委員会の 4 日目に発生した大地震は、本市でも震度 5 弱を記録しました。

地震発生直後、委員長は休憩を宣告し、休憩中に予算等審査特別委員会理事会を開催し、当日の委員会の延会を決定いたしました。

また、3 月 14 日には理事会、会派代表者会、議会運営委員会を開催し、災害への対応を最優先するため、予算等審査特別委員会は、分科会を中止し、特別委員会最終日は、意見陳述と採決のみとし、本会議での一般質問も中止することを決定、大幅な議会日程を変更しました。

また、19 日から 23 日にはかけては、市内の主要駅などで市が実施した義援金街頭募金活動に全議員が参加し、市職員や学生ボランティアなどと一緒に募金の呼びかけを行うとともに、市議会議員団からは義援金を贈り、被災地の復興に協力しました。



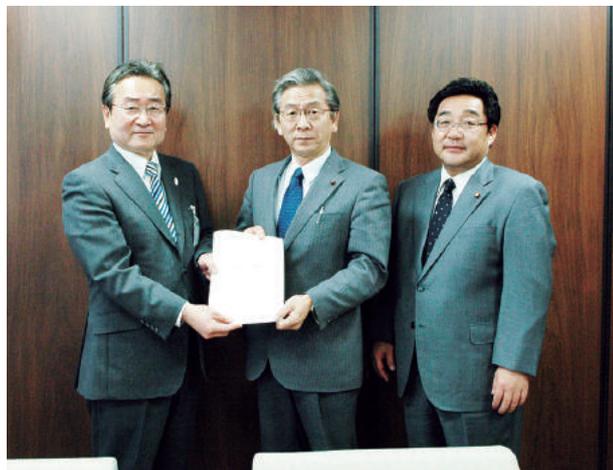
市議会も募金活動に参加

大雪で災害対策議会本部を設置

平成 26 年 2 月 14 日午前中からの降雪は、15 日昼過ぎにかけて降り続き、関東地方のほぼ全域で大雪警報が発令され、八王子市においても 50 cm を超える積雪を記録し、家屋や農業施設など、市内各地で大きな被害をもたらしました。

市は、15 日午後、市民の生命、生活に影響を及ぼすおそれがあることから「雪害対策本部」を設置し、情報提供や除雪などを実施するなどの対応を行っていました。

市議会は、16 日、市が行う大雪への対応を優先して進めるため、17 日、18 日に開催予定の各常任委員会の中止を決定、17 日には、大雪の影響による市域への被害状況等を迅速に



降雪対応に関する要望書を市長に提出

把握するため、議長を本部長とする「災害対策議会本部」を設置し、市が行う大雪対応を支援するとともに、議員それぞれが地域において降雪対応の取り組みを行いました。

その後、3 月 13 日には、この間の降雪を踏まえ、災害対策本部長である議長から市長に対し、市民の安心安全を確保する措置として、12 区分 49 項目からなる「降雪対応に関する要望書」を提出し、同本部は解散しました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

